

横浜市はまっ子ふれあいスクール運営マニュアル(平成25年度版)抜粋

3 活動場所

(1) 学校施設内

主として小学校や特別支援学校内の施設を利用します。

「はまっ子ルーム」を中心として、校庭・体育館など、学校と調整済みの施設を使用します。雨天などで、体育館や校庭の利用ができない場合や参加児童が多い場合に備え、使用可能な学校施設について、事前に学校側と調整しておきます。

(2) 学校施設外

活動の幅をより広くするため、ボランティアの活用等により学校施設外での活動も行うことができます。実施にあたっては参加児童の安全に十分配慮し、「校外活動実施基準」(運営マニュアルP.9)に基づいて、十分な準備期間をとり、学校、保護者、地域等関係者と調整のうえ実施します。

【学校施設外での活動例】

放課後：近隣の公園や公共施設での活動、社会福祉施設（高齢者、障害者、保育施設）等への訪問と交流

長期休業中：キャンプやハイキング等自然と親しむ活動

4 活動の基本方針

はまっ子は、基本的に校庭や体育館、室内の活動場所で自由に自分のしたい遊びを、年齢を超えて行える場所です。(運営マニュアル「遊び編」を参照してください)

更に楽しいはまっ子とするための工夫として、

- ①子どものニーズを活かせる工夫
- ②様々な人たちとふれあえる工夫
- ③子どもたちが遊びの楽しさを知って、自らいろいろな「遊び」を体験できる工夫を活動の中にとり入れます。

【例】

- ◆子どもたちによる「はまっ子企画委員会」を作る。
- ◆子どもの意見を聞く「はまっ子ポスト」を設ける。
- ◆子ども自身が自らの提案で、自分のしたいことを行える安全な場所を提供する。
- ◆運営スタッフがプログラムを工夫し、異年齢児間交流や集団遊びができるよう、積極的に働きかける。
- ◆地域の方々と連携した「体験活動」を実施する。
- ◆はまっ子に無償ボランティアを積極的に導入する。
- ◆近隣の大学・専門学校等の学生ボランティアを依頼する。
- ◆はまっ子ふれあいスクールについて、地域へ周知する。

